

広島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十一年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道新市三次線	庄原市高野町南字寺沖一八一番一地从先から庄原市高野町南字寺沖一三五番一地从先まで	平成三十一年一月十五日